

栃木県公報

令和 2 (2020)年 12月 4 日(金) 第160号

目	次
<u>#</u>	-

 ○自衛官候補生の募集期間
 989

 ○自衛官候補生の採用試験の試験期日等
 989

 ○予定保安林
 989

 ○地籍調査事業計画の決定
 990

 ○共同施行等の土地改良事業施行の認可
 990

 ○道路の区域の変更
 990

 ○道路の供用開始
 991

 公告
 991

告示

栃木県告示第616号

令和 2 (2020) 年度における自衛官候補生の募集期間が次のとおり定められたので、自衛隊法施行令(昭和 29年政令第179号)第114条(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により告示する。

令和 2 (2020) 年12月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

募	集	種	I		募	集	:	Д	月	F	II.	
自衛官	官候補生 (男子・		空)	令和 2	(2020)	年12月11日	(金)	~令和3	(2021)	年1月8	3 日	(金)

栃木県告示第617号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第117条第1項(同令第118条の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により、自衛官候補生の採用試験の試験期日並びに試験場の位置及び名称を次のとおり定めたので告示する。

令和 2 (2020) 年12月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

募 集 種 目	試	験	期	日	試験場の名称	試験場の位置
自衛官候補生 (陸・空) (男子・女子)	令和3(2	2021)	年1月16日	1 (土)	陸上自衛隊宇都宮駐屯 地	宇都宮市茂原1丁目5番45号

(市町村課)

栃木県告示第618号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和 2 (2020) 年12月 4日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 大田原市須賀川字青柴田沢4625、4627、4627-1、4628
- 2 指定の目的
 - 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林整備課)

栃木県告示第619号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の3第2項の規定により、令和2(2020)年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公示する。

なお、調査地域を示す図面は、栃木県農政部農村振興課及び関係市町に備え置いて縦覧に供する。

令和 2 (2020) 年12月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

調査を行う者の 名 称	調	查	X	域	調	查	期	間
下野市	下野市のうちん	小金井Ⅷ地区			令和 2	(2020)	年 5 月 26	日から
野木町	野木町のうちお	吉林Ⅳ及び川	田I地区		令和 3	(2021)	年3月31	日まで

(農村振興課)

栃木県告示第620号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の事業主体の土地改良事業の施行を認可したので、同法第95条第4項の規定により公告する。

令和 2 (2020) 年12月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

事 業 主 体 名	事	業	名	認	可年	月	日
古田地区土地改良事業共同 施行体	古田地区土地改良 同施行	(農業用用排	水施設) 事業共	令和2	(2020)	年11	月20日

(農地整備課)

栃木県告示第621号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2(2020)年12月4日から令和3(2021)年 1月4日まで一般の縦覧に供する。

令和 2 (2020) 年12月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類 一般国道

路 線 名 400号

道路の区域

整理番号	変更前 後の別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備	考
	前	那須塩原市南赤田258-71から 那須塩原市上赤田238-235まで		10.4 ~ 10.5	494.4		
	後	那須塩原市南赤田258-71から 那須塩原市上赤田238-235まで		25.0 ~ 26.0	494.4		

栃木県告示第622号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和2 (2020) 年12月4日から令和3 (2021) 年11月4日まで一般の縦覧に供する。

令和 2 (2020) 年12月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

整理番号	路	線	名	供	用	開	始	0)	区	間	供用開始の期日
	一般	国道 11	.9 号	宇都宮市衛 宇都宮市衛							令和 2 (2020)年 12月 4 日

(道路保全課)

公 告

○大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により、意見を有する者は、令和3 (2021) 年4月5日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 2 (2020) 年12月 4 日

栃木県知事 福 田 富 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイフル本田宇都宮店 河内郡上三川町大字磯岡604番 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所 株式会社ジョイフル本田 茨城県土浦市富士崎一丁目16番2号
- 3 変更の概要

変	更	事	項	変	更	前	変	更	後	変更	年	月	日
	行う者	の名称	及び住	株式会社 代表取締 外4者			株式会社 代表取締 外2者	はジョイフ 存役 細谷		令和 2 2月 1		020)	年

4 届出年月日

令和 2 (2020) 年11月24日

5	縦覧場所 栃木県産業労働観光部経営支援課	
=		(経営支援課)